

藤枝市教育委員会

令和5年3月定例会議案

令和5年3月23日

藤枝市教育委員会 3 月定例会議事日程

日 時 令和5年3月23日（木）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

- | | | |
|-------|---------------------------|-------|
| 第3号議案 | 令和5年度藤枝市教育施策の策定について | -P1- |
| 第4号議案 | 藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 | -P15- |

日 程 第2

・ 諸般の報告

○ 教育部長

- | | |
|-------------------|-------|
| ・ 市議会2月定例会議質疑応答要旨 | -P18- |
|-------------------|-------|

○ 教育政策課

- | | |
|--|-------|
| ・ 令和5年度教育費当初予算について | 別添資料 |
| ・ Pepper プログラミングコンテストの表彰結果について | -P37- |
| ・ 令和4年度学校経営研究委員会の研究結果について | -P38- |
| ・ 令和5年度「ふじえだ教師塾」
「臨時講師・社会人」及び「大学生・院生」入塾・開講式について | -P39- |
| ・ 「子どもが安心して学べる学校づくり」に向けての提言について | -P40- |

○ その他

閉 会

令 和 5 年 度 藤 枝 市 教 育 施 策 の 策 定 に つ い て

令 和 5 年 度 藤 枝 市 教 育 施 策 を 別 紙 の と お り 策 定 す る 。

令 和 5 年 3 月 2 3 日 提 出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提 案 理 由)

令 和 5 年 度 の 藤 枝 市 教 育 委 員 会 の 指 針 と な る べ き 教 育 施 策 を 策 定 し た
く 提 案 す る も の で す 。

令和5年度藤枝市教育施策

1 基本方針

藤枝市教育委員会は、令和4年度に策定した「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」に基づき、「豊かな学びで 笑顔をつなぐ」を基本理念とし、次代を担う「人間力」を備えた人材を育成するため、教育環境の更なる充実を図り「家庭」「地域」「学校等」と連携して子どもの教育を進めます。

「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」は、将来を見据えた本市の持続可能な都市づくりに向けた「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」（令和2年3月策定）及び、本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」（令和3年3月策定）と連動、整合する位置付けとしています。市総合計画が基本理念として掲げる『“幸せになるまち” 藤枝づくり ～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～』を基に、本市の目指す姿の実現に向けて特色ある教育施策の更なる深化と、新たな教育施策に挑戦し、全ての市民の幸せづくりに教育の面から貢献できるよう、「共生（協働）」「自立（自律）」「学びの環境づくり」を柱に3つの目標を掲げます。

- ・目標1 互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実
- ・目標2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実
- ・目標3 いつでも どこでも だれでも 学び、活躍できる環境づくり

また、本市は自治会などの学校教育に対する深い理解を背景に、地域が学校を支える意識が高く、地域コミュニティが活発に活動しています。こうした特長や強みを活かしながら「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を明確にし、協働して「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、コロナ禍における的確な対応や、様々な施策を着実に推進し「学びの環境モデルふじえだ」を実現していきます。

2 主要施策

【教育政策課】

(1) 本市独自のICT教育の推進

国が推進するGIGAスクール構想も導入期から活用期に入り、主役である児童生徒たちがタブレット端末を主体的に活用していくことが求められている中で、日常的に発生する機器のトラブルや障害、ヘルプデスク、専門性の高い技術的支援など、即時に対応できる「GIGAスクール運営支援センター」を構築し、安心・安定したICT学習環境を提供することで、児童生徒・教職員のICTスキルの向上を図っていきます。

(2) 小中一貫教育の推進

「第2期藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、子どもたちが自ら未来を生き抜く力を身につけることができるよう、義務教育の9年間を連続した学びの期間として捉え、市内中学校区ごとに地域の特性を活かした小中一貫教育を推進します。

併せて、コミュニティ・スクールにおいても、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

(3) 登下校時における子ども見守りの支援

小中学生の登下校中の安全、安心を確保するため、小中学生の保護者が、民間事業者が実施するIoTを活用した見守りサービスを使用する際、端末導入にかかる初期費用の一部を助成することで、サービスを利用する保護者の負担軽減を図り、安全安心な学校生活を支援します。

(4) 効率的な学校運営と効果的な学校施設管理

学校事務マニュアルの整備や共同学校事務室の設置、デジタル校務の利活用等による事務処理の標準化を進めるなど、効率的な学校運営の実現を図っていきます。

また、施設マネジメント計画に基づき施設の長寿命化を図る目的で校舎、屋内運動場等の躯体を健全に保つための防水改修工事や設備機器の更新を行い、学校施設の予防保全・整備・安全点検を通し、施設管理に努めます。

そのほか、照明器具のLED化を推進し、電気使用量と温室効果ガスの削減を図り、コロナ禍や原油高により高騰する光熱費の縮減と地球環境に配慮した学校運営を進めていきます。

(5) 空調設備整備の推進

近年の気候変動に伴う、夏場の厳しい暑さから、児童生徒を守る目的で、令和元年

度に設置した小中学校の全ての普通教室の空調設備に加えて、特別教室についても空調設備の整備を進めていきます。特別教室の中でも、特に利用頻度の高い中学校の理科室、音楽室を順次、整備していく予定で、本年度は西益津中、大洲中、青島北中で計8教室のエアコン設置を行う予定です。

(6) 学校トイレ環境改善の推進

昭和年代に建設された学校施設は現代のライフスタイルやニーズに対応できておらず、中でもトイレの洋式化は喫緊の課題であります。また、施設の老朽化も進んでいることから、明るく清潔で使いやすいトイレの環境改善を推進しており、平成30年度に小学校1年生用トイレの整備が完了したところです。令和元年度から小学校2年生以上が使用するトイレについても整備を進めており、本年度に予定する藤枝中央小、高洲小、青島北小の改修工事をもって小学校の計画は完了します。併せて本年度から中学校トイレの環境改善に着手し、令和6年度に改修予定校の設計業務も実施します。

(7) 中山間地域避難所の防災機能強化

指定避難所に位置付けられている学校施設のうち、災害時にインフラが遮断され孤立する恐れのある中山間部の学校4校について、停電時においても3日間程度の電力供給が可能となる非常用発電設備を整備し、避難所としての防災機能強化を図ります。令和5年度は、葉梨西北小、朝比奈第一小への設置工事と併せ、令和6年度に設置工事を予定する2校について設計業務を実施します。

(8) 情報化社会における教育サポート

1人1台タブレット端末の活用が進む中、コミュニケーションツールを使った児童生徒に対する誹謗中傷や、いじめ・トラブルが社会問題となっています。これらの問題を未然に防止するため、1人1台タブレット端末には有害なサイトの閲覧をブロックするフィルタリング機能などの技術的な対策に加え、児童生徒及び保護者に情報モラル研修を行うことで、ネットの危険性や適正使用を啓発していきます。また、学校非公式サイトやプロフィールサイトについて、「学校ネットパトロール」で監視し、指導や対策が必要な事案は、データの削除依頼や学校を通じて指導を行います。

(9) 科学教育の推進（ふじえだロボットアカデミー事業）

未来を担う子どもたちに、身につけてほしい創造力や問題解決力を養成するため、大学や高校との連携によるロボットづくり等の体験を通して科学技術に興味・関心のある子どもを育成する「ふじえだロボットアカデミー事業」を継続して実施します。ロボットづくりやPepperを活用したプログラミング講座などを実施するとともに、ロボコン全国大会やプログラミング・コンテスト等への参加を目指すことで、児童生徒

の論理的な思考力や判断力、表現力を養います。

(10) 第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）の進行管理

令和5年3月に策定した「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」の基本理念『豊かな学びで 笑顔をつなぐ』を目指し、「学びの環境モデルふじえだ」づくりに向けて実施してきた特色ある本市ならではの教育施策の更なる深化に向けて、外部有識者等で構成する「子ども未来応援会議」等の意見を参考として、新たな目標や課題を明確にする中で、計画に基づく教育施策・事業の進行管理を行います。

(11) 小規模特認校制度の取組

地域の自然豊かな環境などの特色を生かした教育を実施できる小規模校を教育委員会が特認校に指定し、児童とその保護者がその学校への入学や転校を希望した場合に、特例で入学・転校を認めるものです。

本年度も、子どもの健やかな成長と学びの場としての環境の充実を図る目的で、中山間地の小学校3校（瀬戸谷・葉梨西北・朝比奈第一）を特認校として指定し、募集を実施します。本制度がより有効なものとなるよう、対象の児童だけでなく、受け入れ児童や保護者、学校、地域住民に対し、更なる周知ときめ細かな対応をしていきます。

(12) 確かな学力の育成

確かな学力の向上のために、1人1台タブレット端末を活用し、基礎基本の確実な定着や応用力・活用力等の育成に努めます。また、関わり合いの中で学ぶ喜びを実感することを通して、将来にわたって子どもたちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を育むため、「授業で人を育てる」という本市が伝統的に大事にしている教育理念を小中学校9年間で浸透させます。

さらに、支援員やALT、学校図書館司書などの人的配置の充実により、個に応じたきめ細やかな学習指導や学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを支援するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進することで、すべての子どもにとってわかりやすく学びやすい授業を目指します。

(13) スクールロイヤーの活用

小中学校に通学する児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥るのを未然に防ぐことや、問題を早期に解決することを目的として、スクールロイヤーによる研修会の開催や、出前授業を実施し、併せて、学校からの相談に対する助言を行うことで、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の成長と発達を支えています。

(14) ふじえだ教師塾の充実と教育課題の研究

「ふじえだ教師塾」の体制強化により、教職を志す人の養成や、市内小中学校に在籍する若手・中堅教員育成の授業力・学級経営力の更なる向上を図ります。

また、教職員の研修等に教育指導相談員やスーパーティーチャー等を配置し、さらなる教員指導体制の充実を図るとともに、教職員一人ひとりが自己課題を持って、教育実践や研修に取り組む体制を整えます。

(15) 特別支援教育の体制強化

集団になじめない生徒の居場所となる「登校支援教室」が全中学校に設置されています。そして、個性を尊重し、誰ひとり取り残すことがないように、「登校支援教室指導員」が学習や相談対応など、教室復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、特別支援学級を小学校14校、中学校9校に設置、通級指導教室を小学校5校に設置し、一人ひとりの特性に合わせた就学支援を進めます。さらに、就学支援の相談窓口の開設や、中学生のための支援教室「する～ばす」の全校設置など、よりきめ細やかでニーズに対応した特別支援教育の支援体制の構築を進めます。

加えて、きめ細やかで柔軟な支援のため、市内全小中学校に「特別支援教育支援員」を配置するほか、小学校低学年を中心に対応する「学校生活支援員」の配置、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心安全のため看護師免許を有する支援員を「学校看護師」として配置するなど、支援の充実を図ります。

(16) 英語教育の充実

子どもたちが中学校卒業時に物怖じせず自然と英語で簡単な日常会話ができるように、ALT（英語指導助手）との授業を実施し、国際感覚にあふれた子どもの育成に力を注いでおります。小学校から中学校への接続を円滑にするために、同一中学校区の小学校6年生と中学1年生に同じALTを配置し、小学3年生から中学3年生までのコミュニケーションを柱とした英語教育を実践します。

また、授業以外でもALTと交流する課外英語体験活動（Fujieda English Camp）を継続し、児童生徒の英語に対する興味や意欲を引き出すとともに、国際感覚の育成を図ります。

(17) 児童生徒の読書環境の充実

1校1人体制の学校図書館司書配置により、子どもや教職員にとって本についての相談がしやすい環境を作り、読書好きの子どもが更に増え、読書量が増加することで言語活動の充実を図るとともに、豊かな心を育てます。そのために、学校図書館活用ガイドラインを活用し、市立図書館との連携を深め、図書館司書に対する研修を重ね

ていくことで、指導力の向上を図ります。

(18) 思いやる心など、豊かな人間性を培う教育活動

思いやる心や感動する心などの豊かな感性と当たり前のことが当たり前に行える力を育むとともに、自らを律しつつ他人と協調し、共に学び共に生きる喜びを実感できるよう、ピア・サポート活動のさらなる充実を図り、児童生徒・教職員・地域・保護者が一体となって「子どもが安心して学べる学校づくり」を推進します。

(19) 児童生徒を支援するサポート体制

特別支援教育支援員の全校配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用により、非行、いじめ、不登校や発達の偏り等様々な問題で悩む児童生徒及びその保護者への支援体制の充実を図ります。

また、市内の小中学校に在籍する外国人等児童生徒に対し、外国人等児童生徒適応指導員が学校を巡回し、学校生活への細やかな適応指導を行います。

(20) 教員の働き方改革の支援

教員が授業に専念できる環境の整備と、教員自身の働き方の見直しの両面から業務改善を図り、学校教育の質の向上につなげます。本年度は、部活動の地域移行に向けた「エリア制」を試行し、できるところから合同チームを組むことで生徒の活躍の場を増やすとともに、教職員の負担軽減にもつなげていきます。また、小学校専科教員制や部活動指導員の配置を推進し、教員が子どもとしっかり向き合う時間の確保や教員自身のワークライフバランスの充実を目指します。

【 学校給食課 】

(1) 新学校給食センターの整備

老朽化が進む西部及び北部学校給食センターに代わる新たな学校給食センターについて、アレルギー対応などの新たな機能を含め整備を進めます。本年度は、昨年度から引き続き基本設計・実施設計及び造成設計の策定と地盤影響調査の実施、土地収用法事業認定申請、用地取得等を行います。

(2) 調理機器等の更新

調理機器類等の更新・修繕を計画的に実施していく中で、本年度は中部学校給食センターのドライ式移動シンク一式、北部学校給食センターのデジタル式自動台秤一式、西部学校給食センターのドライ式台車等を更新します。

(3) 学校給食による食育の推進

児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、栄養教諭による給食時の学校訪問や、授業時間を利用した食に関する指導などを行い、食品ロス削減を含めた食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

(4) 安全で安心な食物アレルギーにも対応した学校給食の提供

給食で使用する食材料については、生産地や食品添加物等の確認、必要に応じた検査などを実施し、安全で新鮮なものを使用します。また、献立検討会の意見や、学校給食物資分析表を参考に、食物アレルギーのある児童生徒に配慮した、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

(5) 学校給食地産地消の推進

学校給食の献立に地場産品や郷土料理を取り入れることで、地産地消を推進し、地域産業の活性化を図り、健康的な食生活の実現、生産者への感謝の心を育みます。そのためにも、JA大井川や農業振興課と協働し、利用できる食材の発掘を図るための研修会を共催するほか、市と生産者との橋渡しとなる地産地消コーディネーターを配置し、県内産または市内産の食材を安定供給していきます。

また、小学生による地元食材を活用した給食メニューコンテストを開催し、優秀なメニューは学校給食として提供します。さらに、夏休みの親子料理教室では地産地消の向上と食について親子で考え、地産地消の推進に努めます。

(6) 衛生管理の徹底

学校給食衛生管理基準に基づき、食品、調理・洗浄作業、施設設備の衛生管理の徹底と、調理員・洗浄員等には月2回の保菌検査の実施や、感染症等を未然に防ぐための検査・消毒等を継続して実施します。また、調理員・洗浄員等の衛生管理に対する意識向上を図るため衛生管理研修を実施します。

(7) 給食運營業務の見直し

文部科学省により、令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、学校給食運營業務や給食費会計、組織体制等についての指針が示されたことを受け、学校給食会計の公会計化への移行に向けた課題の抽出、他市の動向調査、さらに関係課との協議を行います。

【生涯学習課】

（１）藤枝市民大学の開講

「生涯現役・生涯活躍のまち」そして「いつからでも学び、チャレンジできるまち」の実現に向け、幅広い世代の多様な学びのニーズに応えるとともに、地域社会・地域経済を担う人づくりを推進します。

（２）学びの場の創出

「世代間を超えた学びの場」として、職業体験型生涯学習講座を開催します。事前学習を経た最終学び場として、姉妹都市・友好都市等で行われる物産展等のイベントに参加。小中高生の連携チームで藤枝市ブースと共同出店を行います。

（３）学習機会の提供と人材の育成

出前講座、人材活用事業、「藤枝ちゃんねる」での動画配信などを通して様々な学習機会を提供し、地域の住民の知識や技能を活かし、社会教育を推進する人材の育成に努めます。

（４）学校・家庭・地域の連携による人材の活用

地域の人材がボランティアとして、小中学校へ学習支援や体験活動の支援を行う「学校サポーターズクラブ」（地域と学校の連携・協働体制構築事業）の充実を図り、地域コミュニティの創出、地域の教育力の向上と教員の子供に対するきめ細やかな指導時間の確保に繋がる体制づくりを推進します。

（５）家庭教育支援と子育て出前講座の充実

市内全小学校に開設する家庭教育学級における各種講座開催のほか、就学時健診の機会を活用した子育て出前講座を開催します。また、近年のさまざまな情報機器の急速な普及に伴う、情報モラルを醸成する講座を開催します。

（６）放課後子ども教室事業の推進

全ての小学生を対象として週末や放課後に地区交流センターや小学校において、地域ボランティア等の運営による「放課後子ども教室」事業を推進することで、子供たちが学校生活から離れた放課後等に安全な居場所を確保します。

（７）青少年の健全育成の推進

地域・家庭・学校が連携し「地域の子は地域で守り育てる」という基本理念のもと、青少年健全育成や子ども会活動の支援を推進します。また、本市の恵まれた豊かな自然環境の中で様々な活動を行い、「生きる力」と「愛郷心」を育む自然体験活動事業な

どに取り組みます。

(8) 青少年の非行防止及び被害防止活動の推進

青少年の非行防止や犯罪の被害から守るため、青少年補導員を中心に地域や学校、警察等関係団体の協力を得て、夜間の街頭補導や青色回転灯装着車両による巡回、有害図書類の回収など、良好な環境の維持に努めます。

(9) 子ども・若者総合サポート会議との連携

ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援するための合同相談会を開催し、青少年の健全な育成を支援します。

(10) 科学教育に触れる機会の創出

未来を担う子供たちの創意工夫の精神や知的好奇心を刺激し、科学に関心を持つきっかけづくりとして、科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」をはじめ、JAXA科学教育プログラムを活用した「コズミックカレッジ」、静岡大学STEAM教育研究所と連携した「わくわく科学教室」、近隣市や近隣施設、近隣大学や市内高等学校等と連携した「藤枝市少年少女発明クラブ」を開催します。

【 図 書 課 】

(1) 図書館資料の収集・整理・保存

情報拠点として、時代のさまざまなニーズに対応できる魅力ある図書館を目指し、資料の収集・整理・保存に努めます。

(2) 身近で利用しやすい図書館サービスの提供

駅南図書館、岡出山図書館、岡部図書館、地区交流センター図書室において、貸出・返却、本の相談、他の図書館との相互貸借など、身近で利用しやすい図書館サービスの提供に努めます。また、県立図書館をはじめ学校図書館、大学図書館等とも連携して、サービスの充実を図ります。

(3) 電子図書館サービスの提供

休館日や開館時間にとらわれず、インターネット経由で電子書籍を利用できる電子図書館サービスを提供することで、時間的、物理的な制約を解消した読書環境を提供し、利用者の利便性向上を図ります。

特に、児童・生徒による利用を推進するため、同じ資料を複数名が同時に閲覧できる「児童書読み放題パック」を導入し、小中学校のGIGAスクール用タブレットを

活用した読書環境の充実に取り組みます。

(4) 図書館利用者の拡大

図書館利用者の拡大に向け、読書ボランティアと連携した催し物等を開催し、読書活動の啓発を行うとともに、発達に課題のある子供たちを休館日に招く「そらいろ図書館」事業や、乳幼児連れの保護者にも気兼ねなく図書館を利用してもらうための「赤ちゃんタイム」事業を実施し、誰もが図書館を利用できる機会を創出するなど、図書館の利用促進に取り組みます。

(5) 静岡産業大学・静岡福祉大学との連携事業の推進

静岡産業大学・静岡福祉大学と連携し、所蔵する資料の相互貸借や、大学が持つ資料や作品の市立図書館での展示を実施するとともに、そらいろ図書館などの事業へ学生に参加してもらい、事業の充実に努めます。

(6) 藤枝エコノミックガーデニング事業の支援

駅南図書館におけるビジネス支援の拡大をめざし、産業振興部やB i V i 藤枝1階のエフドアと連携し、関連資料の充実やブックリストの作成、セミナー会場の提供などを行い、中小企業のチャレンジを活発化させる支援を推進します。

(7) 子ども読書活動の推進

令和3年3月に策定した「子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、環境整備や読書機会の提供、読書活動の啓発等の各種事業を行います。

- ① 読書っ子育成事業として、絵本配送先である幼稚園や保育所等の拡充に努めるとともに、絵本配送時に新着絵本リストを配布する等、新たな絵本と出会うきっかけづくりとして、情報提供を中心としたサポートを行います。
- ② 妊娠中の母親と父親を対象としたマタニティ・ブック事業、6か月児健やか相談時に実施するブックスタート事業を通じて、赤ちゃんが生まれる前から切れ目のない家庭での読書活動の普及を行います。
- ③ 夏休み期間中、専任の相談員が小学生を支援する調べ学習相談コーナーを設置するとともに、市内全小中学校に専任の学校図書館司書が配置されたことを受け、図書資料の貸出だけでなく、学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行い、各校における読書環境の向上を図ります。
- ④ 16回を迎える「よむゾーくん大賞」に、より多くの児童・生徒に参加してもらえよう、内容を改善します。
- ⑤ 子ども読書活動の推進に求められている支援と「静岡県子ども読書アドバイザー

@ふじえだ」のアドバイザー活動を結び付け、市内における読書環境の整備を図ります。

(8) 高齢者への読み聞かせ事業

岡出山図書館と岡部図書館で「大人のためのおはなし会」を展開し、高齢者への読書活動の場を提供します。

(9) 歴史・街道文化に関する資料収集

市内の歴史・街道文化の資料を積極的に収集し、岡部図書館を中心に、地域や関係団体と連携を深め、宿場町に関する展示などによる発信を積極的に行います。

(10) 岡部地区昔話の紙芝居デジタル化

岡部の地元おはなし会が作成したオリジナル紙芝居をデジタル化し、学校や高齢者施設等で上映会を開催するとともに、本市の動画ポータルサイトである「藤枝ちゃんねる」や「ふじえだ電子図書館」で全国に広く発信します。

【 街道・文化課 】

(1) 合唱活動の推進（子ども合唱アカデミー事業）

小中学校では多くの学校が、「合唱活動」に積極的に取り組んでおり、合唱指導の専門家を学校に派遣し音楽教諭の指導技術の向上と、子供たちの合唱技術のレベルアップを図るとともに、公募による小中学生にプロの合唱団員による指導を行い、公演での共演を通じて歌うことの楽しさや魅力を伝え、「合唱活動」を推進する「子ども合唱アカデミー」を実施します。

(2) 歴史・街道文化の活用と発信

「大旅籠柏屋」をはじめとする日本遺産構成文化財や地域の歴史文化などを活用した地域資源の磨き上げを図り、各種イベントなどを通じて広くその魅力に触れる機会を創出することで、郷土愛の醸成に繋がります。

【 文化財課 】

(1) 文化財の保存と継承

①文化財の保存と活用

国の指定文化財や登録文化財、県・市の指定文化財の保存と公開に努めます。な

かでも、国指定史跡の志太郡衙跡、市指定史跡の田中城址をはじめ、東海道の松並木、明治宇津ノ谷隧道、鳴谷（しぎや）家の長屋門などの史跡や建造物については、来訪者が見学しやすいよう維持管理を行います。また、埋蔵文化財の保護や調査を通じて、郷土の歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

②伝統文化の継承

県指定無形民俗文化財である高根白山神社古代神楽、滝沢八坂神社の田遊び、朝比奈大龍勢など、先人から受け継がれてきた芸能や技術の保存活動への支援を行い、後世へ継承を図ります。

③藤枝市文化財保存活用地域計画の策定

本市の文化財や歴史資源を総合的に把握し、日本遺産認定を受けた構成文化財をはじめ、これらの保存・活用を推進するために作成した、文化財保護法による法定計画である「文化財保存活用地域計画」の文化庁認定手続を進めます。

(2) 博物館・文学館等の管理運営

①郷土の歴史と文学の情報発信

郷土の歴史・文学・芸術とふれ合い、学ぶための生涯学習の場として、博物館・文学館からさまざまな情報を発信します。資料の調査・収集・整理を通じて、郷土の歴史・文学の掘り起こしと保存をはかりつつ、さまざまなテーマの特別展・企画展の開催や、体験学習・教育普及活動の推進により、郷土の歴史文化に対する理解や誇り・愛着の心を育てます。

本年度は、郷土博物館では、軽便開業 110 周年にちなみ、新幹線開発の舞台となった 1959 年の「特急こだま高速度試験」や日本一長い軽便「静岡鉄道駿遠線」といった藤枝の鉄道遺産を幅広く周知 PR するため、藤枝駅構内や郷土博物館を活用した展示発信に取り組みます。

②郷土ゆかりの博物館特別展の開催

大河ドラマ「どうする家康」放映を記念し、徳川家康と田中城・藤枝宿の関わりを歴史を発信し、地域史の認知度を高めるため、特別展「徳川家康と田中城」や、家康の講演会・歴史歌劇、鷹狩りに関する実演イベントを開催します。

③子育て世代向け文学館絵本原画展の開催

子育て世代が絵本や児童書に親しみ、原画を間近に見ながら、なじみ深いストーリーや作品の創作に触れ、情操を豊かにする機会を提供します。平成 29 年度から様々な作品・作家を取り上げ定着してきましたが、本年度は、画業が半世紀を超えるベテラン絵本作家の田島征三と黒井健を取り上げ、独創的な絵本原画と味わい深い絵本の世界をご鑑賞いただきます。

④収蔵資料を活用したシニア世代向け博物館回想法事業

令和元年度から開始した博物館回想法事業の5年目。回想法ボランティアの協力を得て、毎月2回の回想法サロン「藤枝おもいでサロン」や、令和3年度から始めた出前回想法サロンを継続開催します。グループトークを通して、収蔵資料に触れながら懐かしい話に花を咲かせてもらい、シニア世代の脳の活性化・生きがい創出を図ります。

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

民法改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）による成年年齢の引き下げに伴い、20 歳を祝う式典の名称を変更するため、藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育部の部生涯学習課の項第 8 号中「成人式」を「はたちの集い」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和60年3月30日教委規則第3号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>成人式</u>に関すること。</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>はたちの集い</u>に関すること。</p> <p>(9) ～ (12) (略)</p>

市議会 2 月定例月議会 質疑応答要旨

令和 5 年 2 月定例月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■代表質問

○ 油井和行 議員

標題 2 令和 5 年度予算案について（4 K 施策を中心に）

(2) 教育日本一について

② 小中一貫教育の今後の取り組みについて

【答弁：教育長】

子どもたちが自ら未来を生き抜く力を身につけることができるよう、義務教育の 9 年間を連続した学びの期間として捉え、小中一貫の教育を進めるとともに、全中学校区のコミュニティ・スクールにおいて、学校と地域が「目指す子ども像の共有化」を図りながら、地域総ぐるみで系統的な教育を実施している。

具体的には、小中一貫教育カリキュラムによる確かな学力の向上に加え、瀬戸谷地区の合同運動会や、岡部地区のアサギマダラプロジェクトなど、地域ごとに特色のある活動に主体的に参加することにより、子どもたちの社会性を育むとともに、地域の良さや文化を実体験の中で理解する教育活動を展開している。

今後も、全てのコミュニティ・スクールにおいて行われているあいさつ運動の継続的な実施や、子どもたちが防災や福祉活動などに参画し、地域社会の一員としての自覚を醸成するとともに、小中一貫教育推進員やコミュニティ・スクールディレクターの協力を得ながら、キャリア教育や生き方講座など、幅広い分野で地域の方々から学ぶ新たな活動を積極的に実施し、子どもたちの郷土を愛する心を育てていく。

【再質問】

本年度、青島中学校が駅前商店街と行った「藤枝の魅力を発信する企画提案」のように、地域と連携し、地域の特色を活かした教育活動は、コミュニティ・スクールのひとつの形となったのではないかと、また、藤枝市の学校教育の方向性が良い方を向いていると強く感じた。

【答弁：教育長】

青島中学校の取組は、どれも工夫されており、街を活性化する手ごたえを子ども自身も感じていると思う。また、藤枝MYFCのユニフォームのデザイン提案については、次年度実現する可能性もあるなど、このような機会が子どもの意見表明の具体的な場に繋がっていくことを期待している。

② 重点項目の「多様な学びの実現を目指して」について

【答弁：市長】

昨年、“いつからでも学び、チャレンジできるまち”を目指し創設した藤枝市民大学には、大変多くの市民がこぞって参加し、その熱心に学ぶ姿を目の当たりにし、改めて学びへの意識の高さと、それに応える内容の充実の必要性を強く認識した。

特に現在、地方経済においてもデジタル革新など事業環境の変化が進む中で、少子高齢化によりその担い手の確保は、持続可能な企業活動という点において大きな課題であり、必要な人材を自ら育て、就労に繋げていく取組が不可欠である。

市民大学の本格スタートとなる来年度は、社会人の学び直しであるリカレント教育の強化に加え、新しいスキルを身に付けるリスキリングに関する講座を大幅に拡充し、地域経済を担う“人への投資”に注力したところである。

さらに次のステップとして、市内での就労・就職への確実な流れをつくるためには、育成した人材と市内企業とをマッチングさせる仕組みづくりが必要であり、若手職員によるプロジェクトチームから、市民大学受講生の就職までの伴走支援を行う、キャリアサポーターを市民大学に配置することの提言を受けたところである。

大変有効な手法の一つであると考え、今後、市民大学の運営で連携する静岡産業大学とともに提案を参考に検討を行っていく。

今後も市民の人生の豊かさとともに、地域社会、地域経済のためになり、地域づくりのモデルとなる大学づくりを進めていく。

○ 岡村好男 議員

標題1 新年度の施政方針について

(3) 増え続ける不登校対策について

① 登校支援教室の初年度の実績及び生徒に対する効果的な働きかけについて

【答弁：教育長】

登校支援教室における令和5年1月末現在の実績は、教室の登録者数は97名で、昨年4月末の35名から62名の増加となっている。

また、登録している生徒は、各々の状態に合わせて登校支援教室を利用しており、この教室を利用した生徒のうち、自分の教室に復帰した生徒は、累計で15名である。

生徒への効果的な働きかけとして、まず登校支援教室の存在を対象生徒や保護者に対して積極的に周知し、登校への一步となるような働きかけを行っている。

登校支援教室に足が向いた生徒には、登校支援教室指導員が、学級担任や教科担任などと十分に連携を取り、その生徒の集団における特性に配慮しながら、登校支援教室内の机の配置を工夫し、また個々の生徒の心身の状態に配慮しながら、自分の教室で行われている授業にオンラインで参加する機会を設けるなど、生徒一人ひとりに寄り添った支援を行

っている。

生活面においては、その日の学習スケジュールを生徒自身が作成することで、生徒が目標と見通しを持って生活できるよう、適切な助言を行うなど、登校支援を行っている。

そうした学習や生活の支援により、利用する生徒にとって、登校支援教室が安心して学校生活を過ごせている「居場所」となっているものと考えている。

② 中学校と同様に「登校支援教室指導員」などの特別な配慮を必要とする児童に対する今後の支援について生産者を納入者にするための組織の構築について

【答弁：市長】

全ての子どもたちが、特性や障害などの有無にかかわらず、自らの可能性を伸ばすことができる教育が大切であるとの認識のもと、誰一人取り残されることのない手厚い支援体制が必要だと考えている。

「特別支援教育支援員」や「学校生活支援員」、「学校看護師」を配置するとともに、近年増加している不登校生徒への対応として、本年度、全ての中学校に「登校支援教室」を設置したが、本市の小学校における不登校の状況は、全国的な傾向と同様に、コロナ禍を境に、年々増加傾向にある。

また、人間関係のトラブルなど、何らかの理由で教室に行きにくくなり、保健室・別室登校をしている児童も一定数おり、そうした児童は、一時的、あるいは一定期間教室を離れて生活し、その間、特別教育支援員や養護教諭がきめ細やかな対応をすることで、心の落ち着きを取り戻し、ほとんどのケースで自分の教室で通常の生活に戻れており、長期的に利用している児童は数名というのが現状である。

引き続き、小学生の不登校者数や保健室・別室登校者数等の推移に注視しながら、不登校の未然防止、早期発見と併せて、早期対応に注力するとともに、現在、中学生の受け入れを中心に行っている適応指導教室「藤の子教室」に、小学5・6年生を対象とし、受け入れを拡充していく。

来年度、新たに設置する「こども家庭センター」を有効に機能させ、教育現場の連携を強化し、児童に対する支援の充実を図っていく。

③ アフターコロナで、特に配慮して重点を置いた指導について

【答弁：教育長】

近年、学校においてはコロナ禍により、臨時休校をはじめ、学年閉鎖や学級閉鎖を余儀なくされるとともに、マスクの着用や手指消毒、ソーシャルディスタンスという基本的な感染症防止対策により、子ども達の学校生活は大きな影響を受けた。

また、家庭においても、保護者の勤務形態の変化や経済的負担の増加など、様々な環境の変化が子ども達の不安につながっているものと推測される。

そのような状況において、学校では、新型コロナウイルスに関する正しい情報や対応を

児童生徒や保護者に提供するとともに、児童生徒がお互いに、相手の気持ちを思いやる心を持って行動することの大切さを丁寧に伝え、差別や偏見、いじめの防止などに努めている。

本市の子どもたちが継続し取り組んでいるピア・サポート活動の中で、シトラスリボン運動に象徴されるように、子どもたちに育まれた多様性を認める寛容な心や、支え合いを大切にする気持ちなどは、アフターコロナにおいても大切にしたい心情であり、「思いやりあふれる学校」、「笑顔あふれる学校」の基盤になると考えている。

また一方で、マスクを着けた生活が長く続いた影響でマスクを外すことに抵抗感をもつ、いわゆる「マスク依存症」と呼ばれる症状も懸念されている。

今後の感染症防止対策の変化により、学校生活に大きな影響や混乱が生じないように、対策の変更点などについて、保護者も含めて丁寧な説明を行うとともに、一人ひとりの子どもの心理面にも十分配慮し、生活の変化に順応できるよう指導していくことが重要であると考えている。

(4) 部活動の地域移行化について

① 令和5年度から7年度にかけて部活動の地域移行体制をどのような計画で進めていくのかについて

【答弁：市長】

教育活動の一環である部活動は、中学生が人格を形成し、社会性を身につけるための発達段階における大変重要な活動であると考えており、この部活動の地域移行は、中学生や保護者にとっても非常に関心が高く、今後の活動への影響も大きい、極めて大きな課題であると考えている。

昨年11月、国が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携のほか、地域の運営団体などによるクラブ活動への移行や、移行に向けた十分な体制の整備など、具体的な方針が示された。

本市における地域移行の在り方については、これまでの各中学校で実施する単独の部活動から、近隣の複数の中学校に在籍する生徒が参加して合同で実施する「エリア制」、また、市内全ての中学生が参加可能となる「セントラル方式」の2つの体制を導入することとし、子どもたちの活動の選択肢を増やすとともに、持続可能な部活動への転換を図っていく。

今後の進め方について、まず令和5年8月より、野球など複数の種目において、「エリア制」での合同部活動を試行的に導入し、令和6年度から7年度にかけて、「エリア制」及び「セントラル方式」での合同部活動を、全中学校に広げ、できるところから順次実施していきたいと考えている。

また、子どもたちが自分の希望する種目の部活動に参加できる環境を整えるための調整役として、教育政策課内に新たに「地域部活動推進コーディネーター」を配置し、スポー

ツ協会や文化協会などの各種団体との連携を強化するとともに、幅広く指導者を発掘し人材の確保に努めていく。

さらに、こうした方針や計画について広く児童生徒、保護者及び関係団体にも随時周知していく。

② 令和5年度以降、土日の部活動の、地域移行の可能性について

【答弁：教育長】

来年度以降、「エリア制」や「セントラル方式」による合同部活動を展開すると同時に、土日を含む休日の活動について、教職員に代わる指導者を確保するよう、取り組んでいく。

教員に代わり、部活動の単独指導・単独引率が可能な「部活動指導員」は、本年度7人を配置しているが、来年度は10人に増員する予定である。

この「部活動指導員」に加え、今後新たに地域の指導員も活用していく予定であり、スポーツ少年団等の指導者を中心に、各種目の指導者として広く募集していく。さらに、各種団体などの意見を伺いながら、指導者の研修や資格認証制度についても具体的に進めていく。

また、合同部活動への移行後も、地域部活動の指導を希望している教員には小中学校を問わず、希望する種目の指導ができる体制を整えていく。

このような方策により、3年後の令和8年度を目途に、土日を含む休日の部活動指導について、地域への移行をできるところから進めていく。

③ 学校と外部の橋渡しをする「部活運営協議会」の設置について

【答弁：教育長】

これまで学校関係者やスポーツ協会、保護者代表などで組織された「部活動検討委員会」において、部活動の地域移行の方向性や見通しなどについて検討してきたが、来年度からこの組織の構成員を拡充し、「部活動在り方検討委員会」を設置する。

この「部活動在り方検討委員会」では、学校と外部との橋渡し役を担うとともに、今後の本市の部活動における地域連携の方法やエリア制もしくはセントラル方式に採用する種目など、本市の全体的な方向性について検討・決定していく。

さらに、「部活動在り方検討委員会」の下部組織として、各地区や種目ごとの「地域部活動推進委員会」を設置し、具体的な活動の進め方を検討していく。ここでは、新たに配置する地域部活動推進コーディネーターが中心となり、個別の種目に関する指導者や活動施設を確保するなど、活動体制の調整を具体的に進めていく。

④ 既に外部が主体となっている活動などの大会引率に関する本市としての対応方針について

【答弁：教育長】

大会引率については、基本的に、中学校体育連盟（中体連）などの大会主催者が定める大会規定に則り、対応していくことになるが、来年度より、中体連の大会については、教員又は部活動指導員以外の外部団体の指導者による引率も可能になるとの方針が示されている。

本市としては、今後示される各種目の大会規定などを確認しながら、引率者の条件などについて、統一し、明確化していく。

その中で、来年度以降の大会引率については、既存の地域クラブ活動に所属する生徒が大会に出場する場合には、所属クラブの指導者に引率を任せ、学校部活動や地域連携による合同部活動などが出場する大会は、部活動指導員や地域の指導者による引率にしたいと考えている。

【再質問】

適応指導教室「藤の子教室」の実績について

【答弁：教育部長】

適応指導教室に通室していた児童生徒は、令和3年3月末30名、令和4年3月末26名、令和5年1月末25名と毎年一定数おり、個に応じた丁寧な支援がされている。令和4年3月末の26名中15名が中学3年生で、全員が卒業後の進路を決めた。

また、適応指導教室の相談員が受けた不登校に関わる相談件数が、令和3年3月末459件、令和4年3月末386件、令和5年1月末444件となっており、不登校児童生徒やその保護者の心の拠り所となっている。

○ 大石保幸 議員

標題4 健やかに暮らし活躍できるまちを創るに関連して

(2) 支援が必要な児童生徒の早期発見と対応について

【答弁：教育長】

昨年度、特別に支援が必要と思われる児童生徒の調査に、新たにディスレクシアを含む学習障がい、いわゆるLDの傾向がある児童生徒の実態調査も行った。

本年度の調査では、市全体の児童生徒の約2%、224人にLDの傾向が見られる結果となり、LD傾向のある児童生徒の早期発見、早期対応は、重要な課題として認識している。

各学校で、授業で読み書きや計算などに困難を抱える児童生徒を把握した場合には、まず保護者の了解を得たうえで、その対象児童生徒には、子ども発達支援センターが実施する発達検査を受けていただくようにしている。

検査の結果、知的発達に遅れはないものの、読み書きなどに困難が見られる児童生徒には、特別支援教育士を交えて検査し、学習のどの部分につまずきや困難さがあるかを把握

し、そこを補う支援方法について検討し、その結果を保護者にもフィードバックし、学校と家庭が協力して対象児童生徒の学習を支援している。

また、市内小学校への従来の発達指導教室の増設に加え、昨年度には、LD指導に特化した通級指導教室を青島北小学校に設置し、引き続き学習に困難を抱える児童生徒への支援を進めていく。

【再質問】

医療的ケア児に関わっている学校看護師はどのような支援をおこなっているのか、また、支援を行ううえで改善が必要なことはないのか。

【答弁：教育長】

医療的ケア児とは、経管栄養や痰の吸引などが日常的に必要な子どもであり、健常の子どもたちと一緒に学校生活を送るためには校内で医療的ケアを受ける必要がある。そのケアが出来る者は、医師や看護師などの有資格者や保護者であるが、保護者が常時学校にいてケアをすることは負担も大きいことから、学校看護師を配置している。

対象の子どもが在籍する教室の近くに場所を設け、休み時間や昼休みを利用し、痰の吸引などの医療的ケアや見届け、器具の消毒などを行い、ケアをしていない時間には、「特別支援教育支援員」として、子どもたちの支援を行っている。

本市独自の対応ではあるが、かかりつけ医から委託を受けた市立総合病院の医師に、学校看護師が処置を行う様子を実際に見てもらい、ケアの方法や注意点などのアドバイスを受けることで、対象の子どもや保護者、学校、学校看護師それぞれの安心につながっている。

来年度は、3つの小学校に在籍する6名の対象児童を、学校看護師4名体制で、誰一人取り残さない支援を行っていく。

【答弁：市長】

本市では、誰一人取り残さない教育、誰一人取り残さない支援を実践しているが、一自治体でやるのではなく、国・県がやるべきことだと考えている。

また、発達支援だけでなく、専門的な知識の支援など多角的に考えていく必要があることから、引き続き国・県へ働きかけていく。

■一般質問

○ 鈴木岳幸 議員

標題2 スケートパークの活用とスケボー、BMX競技等の振興、活性化について

(4) 放課後子ども教室におけるスケボーの活用と今後のスポーツへの取組について

【答弁：教育部長】

放課後子ども教室は、子どもたちが放課後や週末などを安全安心に過ごすための居場所

で、地域が主体となり、市内7ヶ所で運営している。

そのうち、5つの教室が学校施設や地区交流センターで、ドッジボールやバドミントンなどスポーツを取り入れた活動を行っており、特に、大洲地区は、地域で様々なスポーツ事業に取り組んでいるNPO法人が、スポーツに特化した教室を開催している。

また、新たに、藤枝地区の保護者の方から、スケートボードを活用した教室を開設したいとの提案があり、来年度の実施に向けた準備を進めている。

計画は、学校敷地の一部を活動場所とし、小学1年生から6年生までの子どもたちを対象に、地域住民の参画を得ながら実施しようとするもので、これにより、子どもたちがスケートボードの魅力や楽しさを味わうとともに、体力づくりやコミュニケーション能力の向上を図っていく。

今後については、放課後子ども教室が遊びを通して十分に体を動かす機会や体力の向上を図る場となるよう、各教室でスポーツ系のプログラムの実施ができる環境を整えていく。

○ 八木 勝 議員

標題2 子どもの遊び場と体力低下について

(1) 本市の子どもの体力の現状について

【答弁：教育部長】

毎年、握力や上体起こし、50m走や立ち幅とびなど、全8種目を調査項目とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施している。

先日発表された本年度の結果によると、本市は、小学校5年生男子においては、全8種目中4種目が、小学校5年生女子においては、全8種目中5種目が、国の平均を上回っている。

また、中学校2年生においては、男女ともに全8種目中7種目が、国の平均を上回っている。

一方、本市児童生徒の本年度の記録とコロナ禍前の平成30年度の児童生徒の記録と比較すると、小学校5年生、中学校2年生の男女ともに持久力について、記録が低下している傾向が見られたが、それぞれの学年で記録が伸びている項目もあり、総合的には、ほぼ同様の記録であった。

市内各小中学校では、なわとび等、体育の授業以外での運動の機会はコロナ禍前より増えており、今後も体育の授業を中心にそれ以外でも運動の機会を増やしながら、子どもの体力維持・向上に努めていく。

○ さとうまりこ 議員

標題1 学校給食費の無償化を

(1) 学校給食費の無償化について

(2) 学校給食費の無償化は全ての子どもの権利について

【答弁：市長】

学校給食は子ども達の丈夫な体と豊かな心を作り、健やかな成長を育む大変大切なものであり、本市では、食育や地産地消の推進と併せ、安全で美味しく、楽しい給食の提供に努めているところである。

「子どもの権利条約」においては、「すべてのこどもの命が守られ、成長のための医療、教育、生活への支援が保障される」と明記されており、学校給食はこの根幹の一つを成す、子どもの権利を守る重要な教育施策であることから、給食費を含めた義務教育に係るすべての費用の負担については、住んでいる自治体によって差があるべきものではなく、全国で統一された基準のもとで実施すべきと以前から考えている。

一方、全国の自治体では、独自に無償化に踏み切る動きもあることから、引き続き国に対して一律の対応を要請しながら、本市として、財源の確保や少子高齢化が進む中での子どもの施策の方向性を考慮し、学校給食の在り方について研究していく。

併せて、経済的な理由で給食費等を負担することが困難であると認められた世帯には、現在、学用品費や通学用品費などと同様に給食費についても就学援助により総合的に支援しており、引き続き、こうした施策も含め子どもの権利をしっかりと守り、誰一人取り残されず、健全に成長できる環境づくりを進めていく。

(3) 経済的負担の大きい中学生、特に3年生からの段階的な無償化導入について

【答弁：教育部長】

限りある財源を有効に活用するためには、中学生等であることのみを補助の条件とするより、小中学校のすべての世帯を対象とし、所得状況に応じて真に援助を必要とする世帯に対し、有効な支援である就学援助制度を継続して実施していく。

【再質問①】

国に求める一律の対応・基準とは、国に対してははっきりと無償化を求めるということか。

【答弁：教育部長】

無償化や一部補助等の制度を全国一律で実施することを要望していく。

【答弁：市長】

こども家庭庁ができ、今後は検討が具体化してくるのではないかと考えている。

自治体の市長が決めるものではなく、日本を良くするため、みんなで同じように考えていく問題であると主張していく。

【再質問②】

給食費を無償化したところでは、子育て応援というだけでなく、事務作業や滞納催促の負担、援助を受けている家庭や子どものスティグマ（屈辱感）の解消という効果が報告されている。無償化にはどんなメリットとデメリットがあるか考えるか。

【答弁：教育部長】

メリットとしては、保護者の金銭的負担がなくなることが第一に考えられる。また、未納徴収の事務負担がなくなるなどがあげられます。一方、給食費を全世帯無償化することでのデメリットはないと思われるが、各家庭における給食費の負担感やそのことで、子どもにどういった影響を受けるのかなど、総合的に子育て支援の在り方について、財源の確保も含めて、検討が必要になると考えている。

【再質問③】

子育て中は大変出費が多いが、塾や習い事なども余裕があれば、チャレンジさせてあげたいと考える。無償化により浮いたお金は、地域経済にも回っていくことから、全体を底上げすることにもなると思うがいかがか。

【答弁：教育部長】

仮に、給食費を無償化した場合、家計に余剰金が発生することが想定できるが、それらがどこまで、地域への経済効果に繋がるかは不透明な部分がある。しかし、議員指摘のとおり、各家庭において、その余剰金を子どもの成長に使うなど、子どもにとって良い面もあると考える。市長答弁にもあったとおり、子育て施策の方向性を総合的に勘案して、学校給食の在り方について研究していく。

【再質問④】

現在、食材費の値上がりで、給食費を値上げしている自治体もあるが、本市は値上げしていない。子育てを社会で支えていこうという方向からは、値上げは逆行となる。絶対に値上げしないようお願いしたいがいかがか。

【答弁：教育部長】

現在、本市の給食費は、近隣市町と比較しても低く抑えられている状況である。このことは、栄養価を維持しながら価格を抑えるため、栄養教諭や調理する職員が工夫と努力を重ねているからであるが、このまま材料費の高騰が続けば、現状の給食費では厳しい状況となる。今後もできる限り、値上げをしない方向で頑張っていくが、やむを得ず給食費を改定する場合には、保護者の意見を広く聞きながら、慎重に検討を行っていく。

標題2 生理用品の小中学校・公共トイレへの設置

(2) 小中学校、公共施設トイレへの生理用品設置について

【答弁：教育長】

本市の小学校においては、保健の授業等で、男女の体の変化に関する指導を行っており、初めて生理になる可能性の高い小学4年生以上の女子児童に対して、急に生理用品が必要になった時には、保健室に相談に行くよう指導を徹底している。また、中学校においても同様の指導を行い、必要とする生徒への対応が図られている。

学校生活の中で子どもたちは、心や身体の悩みや困りごとをはじめ、幅広い相談を保健室の養護教諭に持ち掛けています。そのような関係性や環境を継続するためにも、学校での生理用品の配布については、引き続き保健室で行い、困っている児童生徒を見逃すことのないよう、養護教諭などとも連携して対応していく。

公共施設のトイレへの設置については、地区交流センターにおいて試行的に実施していく。

【再質問①】

生理用品に加えて、たとえばティッシュ、勉強には必需品の鉛筆やノートなどを提供したら、ジェンダーレスに対応できるシステムとしないかうかがう。

【答弁：教育部長】

日頃から、相談しやすい環境づくりには努めており、保健室に生理用品を取りに行くことはそのきっかけの一つのことであると捉えている。

男女問わず子どもの声をつかむことは、定期的な学校生活アンケートや面談、時には、相談の場を設定したりしているのです。現在のところ、これまで通りの対応としていきたいと考えている。

【再質問②】

他の排泄と違い生理はコントロールできないので、困ったその瞬間に、その場で生理用品が必要となるが、その点についてはどうか。

【答弁：教育部長】

答弁にもあるように、小中学校の保健の授業等で、困らないよう常に1～2個は常時携帯しておくよう指導している。また、そうした持ち合わせがなく、急に生理用品が必要になった時には、保健室に相談に行くよう徹底している。

【再質問③】

NHKが中学生を対象として行ったアンケート調査で、生理のある生徒の約3割が生理用品が無くて困ったことがあると回答し、また、ある中学校が行ったアンケートでは、生理用品を置いてほしい場所として、生徒の87%がトイレと回答した。この回答から校長は、保健室に困ったときの窓口になっていると思っていたが、行けない子がいることに気付いたとコメントしている。

保健室手渡しの方法は、子どもたちの要求に合っていないのではないか。

【答弁：教育部長】

今後、学校で実際にアンケート等を取りながら、子どもたちに寄り添った形で対応し、子どもたちに本当に必要なものを見極めていく。

【再質問④】

今後、学活などを学校の中で子どもが意見や思いを意思表示する機会として欲しいかか。

【答弁：教育部長】

困窮している世帯の子どものみが必要としているわけではなく、必要となる場合があることがあることから、アンケート等で子どもの声を聞きながら対応していきたい。

○ 山本信行 議員

標題1 子育て支援について

(4) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒のタブレット等デジタル機器の現状について

【答弁：教育部長】

一人一台端末のタブレットは、特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境を充実させるうえで、大変有効である。

本市では、読むことに困難を抱える児童生徒が、デジタル教科書の拡大機能や音声読上機能を利用したり、書くことに困難を抱える児童生徒が、黒板に書かれた文字をカメラ機能で記録したりするなど、個々の児童生徒の学習における困難さに応じ、ICT機器を活用して学習を進めている。

また、タブレットには、文字を正しくなめらかに読む力を育むソフトを他市に先駆けて導入するなど、本市独自の学習ソフトを導入しており、支援を必要とする一人ひとりの状況に合わせ、学習に取り組める環境を整えている。

今後も、教員相互によるICT活用研修やICT支援員の効果的な活用を通して、タブレット等デジタル機器の有効的な活用方法の研究・実践を行い、児童生徒の学びを充実させていく。

【再質問①】

タブレットの持ち帰りの状況はどうであるか。

【答弁：教育部長】

各学校で、発達段階に応じてタブレット端末の家庭への持ち帰りを行っている。家庭では、タブレット端末を使用して学校から出された課題に取り組むほか、ドリル型ソフトでの自主学習や調べ学習などの取組みが見られる。

【再質問②】

タブレットを自宅に持ち帰り、保護者とともにタブレットで学習をすることで、学校での取組みを知ることができ、またタブレットを使っている我が子の成長も確認できるよい機会と思うが、こうした親子タブレット学習の取組みについての考えをうかがう。

【答弁：教育部長】

これまで、学校で学習した内容について、教科書やノート、作品を見ながら親子でコミュニケーションを取っていたのと同じように、タブレット端末を使って、学習内容や子どもの成長を知ることが、有意義であると考えます。今後もタブレット端末を利用した学習の様子を保護者に知っていただけるよう、授業参観を利用したり、親子で取り組むような課題を出したりと、工夫して取り組んでいく。

(5) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の対応について

【答弁：教育長】

本市では、特別な支援を必要とする児童生徒が、中学校卒業後も安心し、安定した学校生活を送り、切れ目のない支援を受けられるよう、小中学校で、その生徒の特性に合わせてどのような支援や配慮を受けてきたかの情報を、各中学校から進路先の高等学校等へ引き継ぎを行っている。

情報の引き継ぎは、基本的に「中高連携シート」や個別の支援計画等の様式を用いて、確実に行われており、進路先の支援や指導に活用されている。

そうした情報は、本年度設置した「子ども・若者総合サポート会議」や、来年度新たに設置する「こども家庭センター」など、教育、子育て、福祉の各部門や関係機関と共有を図りながら、高校等への進学後、あるいはその先の大学進学や就労などにおいても、きめ細やかで切れ目のない支援を図っていく。

(6) インクルーシブ教育の推進について

【答弁：市長】

現在、障害などの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てなく、ともに生きる共生社会の実現が求められる中、学校教育の現場においても、全ての子どもたちがともに教育を受け、誰一人取り残されることなく、ともに学び育つ環境づくりが大変重要であると認識している。

これまで小学校への通級指導教室の設置を順次拡大するほか、中学生のための支援教室「する～ぱす」の設置や、特別支援教育支援員の配置に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応として「学校看護師」を配置するなど、誰もが同じ環境でともに学ぶための支援体制を整えてきた。

現在、市内の小中学校においては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、朝の会や授業、あるいは学校行事などの様々な機会に、通常学級の児童生徒とともに学び、ともに

活動する「交流」や「共同学習」を取り入れるなど、特別支援学級と通常学級の児童生徒がともに学校生活を送る機会を可能な限り設けている。

県立特別支援学校とも連携を図り、特別支援学校に通う児童生徒が、居住する地域の小中学校で「居住地交流」や「共同学習」を行い、ともに学ぶ機会を創出している。

今後も、特別な支援を必要とする個々の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、誰もがともに学び育つ環境づくりを推進していく。

○ 川島美希子 議員

標題1 「子どもの権利条約」で子どもの権利を守るまちづくりについて

(4) 本市の体罰防止の取組や生徒、保護者の相談体制づくりについて

【答弁：教育長】

本市では、日頃より教職員に対し、体罰防止に向けた研修や人権感覚を高める研修を行っている。各学校の教職員は、日常の学校生活や授業の中で子どもたちの言葉にしっかり耳を傾け、子どもたちが困った時にはいつでも相談に乗れるよう心掛け、子どもたちとより良い関係を築くように努めている。

また、保護者に対しては、学校だよりや保護者会の折に、学級担任やスクールカウンセラーなどと、気軽に相談できる機会が準備されていることを周知し、児童生徒や保護者に寄り添った対応をするよう心掛けている。

さらには、児童生徒の小さな訴えを聞き漏らさないため、体罰やセクハラに関する調査を児童生徒が回答しやすい方法で毎年実施している。また、その結果については、必ず管理職と情報を共有し、実態把握と体罰防止に取り組んでいる。

【再質問①】

相談先が記載された下敷きを配った富士市では、大変効果的であったとのことだが、本市でも持ち歩けるものを学校に配ったらどうか。

【答弁：教育長】

外部の相談先等を子どもの身近なところに置き、相談しやすい状況を整えたことは、大変参考となる事例である。

本市では学校ごと相談しやすい状況をつくるため、子どもたちとより良い関係を築くことはもちろんであるが、生徒が自ら選んだ教員に自由に相談できる時間を設けるなどしている。また、タブレットを活用した相談体制がとられている学校もある。

子どもたちが相談しやすい環境を作ることはとても大事である。

(5) 小学校への登校支援教室の設置について

【答弁：教育長】

不登校の児童生徒は、中学校に限らず小学校にも一定数おり、現在、保健室や別室に登校をしている児童がいる。そのような中で、小学校における保健室や別室登校をしている児童は、一時的、あるいは一定期間教室から離れることにより、心の落ち着きを取り戻し、ほとんどのケースで教室に戻れている状況にあり、登校支援教室を利用している生徒の状況と違いが認められる。

特に小学校低学年では、家庭との協力がより必要な発達段階であり、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室の相談員などを活用した相談体制を整えることが有効であると考え。今後も、不登校の未然防止、早期発見と併せて、「こども家庭センター」と連携し、保護者への支援体制の充実を図り、早期対応に努める。

【再質問①】

小学校では保健室や別室登校している児童がいるとのことだが、そこには先生と呼べる方が常時いるのか。

【答弁：教育長】

保健室や別室登校している児童への寄り添いは、養護教諭、あるいは、特別支援教育支援員が行っている。

【再質問②】

小学校にも安心できる居場所となる固定の教室と支援員が必要だと思うがいかがか。

【答弁：教育長】

小学生と中学生の違いにこだわらず、状況に応じて臨機応変に対応していきたいと考える。

(6) 小中学校の制服における現状と今後の考えについて

【答弁：教育長】

現在、市内中学校10校の内、4校で制服の変更を行い、ブレザータイプの制服が採用された。その他の中学校においても生徒や保護者の声を聞きながら、検討に入っている学校がある。また、葉梨地区のように、小学校も含めた中学校区で制服を統一し、ブレザーの制服を採用している地区もある。

本市における制服の変更に関する検討は、中学校区の児童生徒や保護者の意見、ニーズ、地域の実態を踏まえ、学校運営協議会や各中学校等に設置する制服検討委員会において行われている。

教育委員会としても、児童生徒や保護者、あるいは地域の方々の意見を参考とすることが大切であると考えている。今後、新たに学校運営協議会や制服検討委員会が中心となり、機能面や多様性に対応した制服への変更を協議をする際には、市内各学校の制服における先行事例を情報提供する。

【再質問①】

児童生徒の多様性に教育委員会として寄り添い出来ることはあるのか。

【答弁：教育長】

教育委員会としては、まず相談体制を整えることが大事であると考えている。また、男女共同参画・多文化共生課が主催している「藤枝市虹色交流会」を紹介することもある。

【再質問②】

制服検討委員会を市が立ち上げ、学校と共に変えていかないと、苦しんでいる子どもたちの気持ちは解決されないと思うがいかがか。

【答弁：教育長】

これまで制服を見直した学校では、制服を変える目的や意義を、子どもはもちろん、家庭や地域も十分理解し、主体性や制服の機能性などについて考え、併せて様々な多様性について理解し協力する体制を整えるなど、みんなで話し合い、決めていくことを大事にしてきた。

また、LGBTQ対策を前面に出した変更は適切ではなく、教育委員会としても、子どもや家庭、地域が考え、進めていくことが大切であると考えている。

(7) 中学校の校則における現状と見直しについて

【答弁：教育長】

学習上、生活上の規律として定められている校則は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために学校ごと設けられている。例えば、本市の中学校には、全国の傾向と同様に、議員が例示したツーブロックやポニーテールを禁止する校則を有する学校がある。

しかし近年、スクールロイヤーの助言なども受けながら見直しが図られており、既にツーブロックやポニーテールなどに関する校則を廃止する方向に進んでいる。その中には、生徒会が中心となり話し合いを進め、自分たちで基準を決めている学校もある。残りの学校においても、現在、校則の見直しが積極的に進められている。

このように、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、本当に必要なものなのか、変更する必要があるかを絶えず、見直しを行うよう、働きかけていく。

○ 平井 登 議員

標題1 今こそ、誇りをもって飛躍しよう「蹴球都市ふじえだ」について

(2) フランクフルト市とのスポーツ協定について

**① アイントラハト・フランクフルトのジュニアユースチームの瀬戸谷中学校グラウンド
平日夜間の優先的利用の可能性について**

【答弁：教育長】

現在、市では市サッカー協会と連携して、市内の中学生（ジュニアユース）世代の選手を中心に、サッカー競技におけるトップアスリートの育成事業を実施している。

サッカーの歩み100周年を迎える中、その一環として、世界的なクラブと連携できることは、長谷部選手に次ぐ、世界で活躍する選手の育成や指導者のスキルアップにつながるなど、子どもたちや指導者に夢と希望を与える、またとない機会であると考えている。

また、少子化により、地元でサッカーを楽しむ機会が減少してしまった瀬戸谷地区の子どもたちに、再びサッカーを行うチャンスが広がることにもつながるものと思う。

そのため、グラウンドの利用については、ジュニアユースチームとの連携も図る中で、子どもたちにとってサッカーの絶好の機会となるよう、学校・地域の十分な理解を得ながら、前向きに進めていく。

【再質問①】

サッカーのまち ふじえだの新時代を地域とともに切り拓いていけたら素晴らしいと思うがいかがか。

【答弁：教育長】

夢のある大きなスケールの計画だと心から期待している。

■議案質疑

○ 石井道春 議員

標題1 新学校給食センター整備事業費 基本設計、実施設計、造成設計、地盤変動調査の委託料として委託料その他合計447,200千円の予算について

(1) 委託先に想定している企業の選定基準は何か

【答弁：教育部長】

基本設計及び実施設計並びに造成設計については令和4年度から令和5年度の事業として債務負担行為により既に契約を締結した。業者については、市の建設工事競争入札等事務取扱規定に基づき、指名等審査委員会に諮り、指名業者を選定し、入札を行った。指名に当たり、基本設計、実施設計について、国が定める衛生管理基準等に沿った給食センターを設計するための技術者を必要人数確保している事業者を、造成設計についても、当該業務を実施するに足る技術者を確保できることを条件とした。また、令和5年度に発注する地盤変動調査に関しては、建築士等の資格者数や、調査の実績などを参考に選定していく予定である。

(2) 新学校給食センターにおける地産地消取組の推進にあたり、委託業務の仕様書作成の際どのような形で反映させるのか

【答弁：教育部長】

学校給食センター基本構想及び基本計画において、センターは地産地消の推進を図ることのできる施設とすると明記しており、仕様書の中においてこれらの計画内容を設計に反映させている。具体的には、分割発注により納品者数の増加が予想されることから農産物を受け入れる際、検収・検品に支障が無いようスペースが十分に確保されているか、地元食材を入れる保管室などが整備されているか、などを設計協議において確認している。

【再質問①】

分割発注された生産物を受け取るための検収スペースや保管のスペースなど、今までのセンターにはなかった新たなスペースを整備するということか。

【答弁：教育部長】

新給食センターで地産地消を進めるにあたり設置予定である検品スペースや保管スペースは、現在の中部給食センターにはない。今回このような経緯に至ったのは、地元農家への分割発注を行うにあたり、納入者が多くなることから、検品・検収スペースが必要であるとの現場の声を反映したものである。また、食材を一時的に保管し、集まったところで調理にまわすなど、保管する場所も必要となると思われる。既設の給食センターにはそのようなスペースはなかったため、新センターにおいて、こうした設備を整備することで、より地産地消が推進できるものとする。

(3) 今回の委託では、担当課がどれだけ関与して設計図を作るのか

【答弁：教育部長】

基本・実施設計業務については、令和4年度から5年度にかけての事業として既に発注済みであり、今まで合計24回設計協議を重ねている。

設計協議には、学校給食課職員をはじめ、栄養教諭が出席し、積極的に意見を述べているほか、給食センター職員に対しても事前にヒアリングを行うことで意見を反映させている。また、当該業務委託の受注者のほか、庁内関係課や造成設計、測量など関連する業務の受注者も参加し、基本構想・基本計画に沿った機能を確認した新センターの整備に向け設計を進めており、今後も継続していく。

【再質問①】

24回の協議で現場の声がどれだけ生かされているかを、設計ができた段階で議事録などを含め議会や市民に公表することは可能か。

【答弁：教育部長】

現場の声とその反映した結果の公表方法については、今後考えていくが、概要をまとめ

たものなどを提示したいと考えている。

(4) 合併推進債について、総事業の中でどれだけ活かされるのか

【答弁：教育部長】

本事業には予定どおり、合併推進債が活用できる見込みである。現在、発注済み業務の状況も踏まえ、総事業費47億6千万円余を見込んでおり、そのうち合併推進債の起債充当額は42億8千万円余で、後年度元利償還金の50%が交付税措置される見込みである。

【再質問①】

令和5年度に工事に係る予算が計上されていないが、合併推進債での起債は行えるのか。

【答弁：教育部長】

合併推進債の適用の要件は、令和5年度までに新学校給食センター建設工事などの実施設計に着手すること、及び合併市町村基本計画を変更することであり、これらは期限内に行う予定であり、適用の要件は満たされる見込みである。

Pepper プログラミングコンテストの表彰結果について

(教育政策課)

1 要旨

3月12日(日)、ソフトバンクロボティクス(株)が行うプログラミングコンテスト「STREAM チャレンジ 2023」がリモート形式で開催され、ファイナリスト上位10チームの表彰式があった。

青島北小学校が「優秀賞」、葉梨小学校が「入賞」を、また将来性を期待されるチームとして藤枝小学校が「ネクストチャレンジ賞」を受賞した。

2 結果 (全国から約50チームがエントリーしたうちの上位13チーム)

受賞	チーム名	学校名
最優秀賞	掛川北中 Pepper 部	掛川市立北中学校 (静岡県)
優秀賞	アルミ缶の上にある蜜柑	藤枝市立青島北小学校 (静岡県)
	メディア委員会	成城学園中学校高等学校 (東京都)
特別賞	不撓不屈	掛川市東中学校 (静岡県)
	JSS	寺子屋 LABO 不動尊校 (大阪府)
新人賞	御所南小学校本部委員会	京都市立御所南小学校 (京都府)
入賞	スマイルアース 2	藤枝市立葉梨小学校 (静岡県)
	NETIZEN	浜松聖星高等学校 (静岡県)
	ほっかいや&コロッケ連合チーム	寺子屋 LABO 不動尊校 (大阪府)
	若菜っこボンバーズ	飯塚市立若菜小学校 (福岡県)
ネクスト チャレンジ賞	Team ココクリエ	学びのひろばココクリエ (兵庫県)
	アヒル	寺子屋 LABO 不動尊校 (大阪府)
	はるけん	藤枝市立藤枝小学校 (静岡県)

◎昨年度の受賞結果：青島北小学校 優秀賞
葉梨中学校 特別賞
岡部小学校 小学校チャレンジ賞

3 本市3チームのプログラムについて

○アルミ缶の上にある蜜柑(青島北小6年生)

作成者 小池 陽大(コイケ ヒナタ) 田中 奏真(タナカ ソウマ)

内容 週2回のアルミ缶回収で持参した量を自動測定し、量に応じたリアクションをとるプログラム

○スマイルアース2(葉梨小6年生)

作成者 伊久美 光佑(イクミ コウスケ) 川嶋 浩志(カワシマ コウジ)

徳田 悠人(トクダ ユウト) 牧田 友慶(マキタ ユウケイ)

内容 毎日の完食人数を記録したり、ペッパーと一緒に授業を行ったりすることで給食を残さず食べることを習慣づけるプログラム

○はるけん(藤枝小 5・6年生)

作成者 鈴木 遥斗(スズキ ハルト) 鈴木 健(スズキ ケン)

内容 藤枝市郷土博物館・文学館出入口の一方通行の案内や、会計の手伝いを行うプログラム

令和4年度学校経営研究委員会の研究結果について

(教育政策課)

1 研究目的

「どの子にとっても魅力ある学校づくり」に向けて、藤枝市学校経営研究委員会に今日的な課題に関する研究を委託し、その成果を各小中学校に情報提供するとともに市の教育施策に反映させている。

2 各研究部の研究内容

(1) 経営研究部

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に向けて
～合理的、効率的な部活動、休日部活動の段階的な地域移行の方向性の研究～

(2) 授業研究部

教員が活用しやすいICT教育の環境整備に向けて
～GIGA BOXの効果的な活用と再構築の研究～

(3) 生徒指導研究部

「誰もが安心して学べる学校づくり」に向けて
～児童・生徒及び教師の人権意識の向上のための調査・研究～

(4) 学校事務改善研究部

確実に適正な事務処理を円滑に行うために
～処務規程の改正等、法・制度改正への対応～

3 研究委員

事務局	代表	庶務担当	会計担当
	新宮 広己 (梨小)	藪崎 正人 (鷲中)	志村 朋美 (岡部小)
研究部名	校長・事務主幹	教頭・事務主査	主幹教諭・教務主任・教諭・事務主任
経営研究部	鈴木 宏征 (藤小)	遠藤 秀紀 (西遊津中)	山下 雅也 (高洲中)
授業研究部	吉田 満 (大洲中)	西ヶ谷友恵 (瀬戸中)	松平 知洋 (岡部小)
生徒指導研究部	天野 和博 (高洲小)	井鍋 敬子 (梨小)	大塚 美里 (鷲北中)
学校事務改善研究部	海老岡正乃 (岡部中) 山下利枝子 (藤小)	澤井美葉子 (藤枝中央小) 大村 輝美 (鷲東小)	志村 朋美 (岡部小)

資料 4

令和5年度「ふじえだ教師塾」 「臨時講師・社会人」及び「大学生・院生」入塾・開講式について

(教育政策課)

- 1 目的 教師塾の開講にあたり、塾生の教師塾での学びに対する決意や意欲を高めるとともに、教員をめざすための心構えをもつ機会とする。
 - 2 日時 令和5年4月15日(土) 午後1時30分～2時30分
 - 3 会場 岡部支所分館 第3・4学習室
 - 4 次第
 - (1) 開式のことば
 - (2) 入塾者呼名
 - (3) あいさつ
 - ・ 藤枝市長
 - ・ 教育長
 - (4) 教育委員紹介
 - (5) 入塾者代表あいさつ
 - (6) 閉式のことば
-
- ◆教師塾について 午後2時35分から2時50分
 - ◆教職専門演習 午後2時50分から4時30分

「子どもが安心して学べる学校づくり」に対する提言について

(教育政策課)

3月9日(木)、「子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会」を代表して、萩原一郎会長と浅賀貴子副会長から教育長に提言書が提出されたので、報告する。提出された提言については、令和5年度からの施策への反映を進めていく。



1 主な提言内容（令和5年度の提言の内4点抜粋）

- ・学校は、児童生徒のもつ背景や環境にも目を向け、多面的、多角的な生徒理解を図り、一人一人の良さを伸ばす取組を推進していくこと。また、発達段階に応じた切れ目のない支援を行うため、保・幼・こ・小・中の連携を深めていくこと。
- ・教育委員会は、SNS等の問題について、保護者や教職員向けの研修会を開催すること。また、学校は、児童生徒や保護者に対して情報モラルの啓発をしていくこと。
- ・教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの効果的配置や派遣を通して、家庭への支援やトラブルへの対応等、学校が外部機関・地域と連携しながら児童生徒の指導・支援ができるよう、支援を行うこと。
- ・学校は、子どもの自己肯定感やレジリエンス（精神的回復力・耐久力）を高めるための取組を充実させること。

2 経緯と目的

- ・平成21年度に起きた中学生転落事故を機に、いじめを許さず、思いやり溢れる「子どもが安心して学べる学校」を目指し、本協議会が設立された。
- ・平成22年度発行の「子どもが安心して学べる学校づくりに向けて」に基づいた学校の取組状況を検証し、今後の施策及び方針に関して毎年3月に提言を行っている。
- ・協議会は年4回開催。実際に学校で子供たちの様子の参観や、児童生徒や教職員のアンケートの分析を行い、実態を踏まえて協議を行っている。
- ・平成29年度より、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定されている「いじめ問題対策連絡協議会」を兼ねている。

その他、「いじめを許さない学校づくり」については、全校体制による取組とその検証やスクールロイヤーの活用、相談しやすい雰囲気づくりなどが、「思いやり溢れる学校づくり」については、ピア・サポート活動の推進や指導者の養成、地域への啓発などが盛り込まれている。

3 構成メンバー

人権擁護委員会、民生委員・児童委員協議会、中央児童相談所、市PTA連絡協議会、県スクールカウンセラー元スーパーバイザー、藤枝警察署生活安全課長、教育政策課長、子ども・若者支援課長、市校長会、市内小中学校教職員

子どもが安心して学べる学校づくりに向けての提言

令和4年度 子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会

藤枝市では、平成22年3月に藤枝市教育委員会が策定した指針『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』に基づき、平成22年度より「いじめを許さない学校づくり」「思いやり溢れる学校づくり」の二つを柱に、各学校で様々な取組を行ってきました。

令和に入り、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校も臨時休業や夏季休業の延長、学校行事の中止や延期など、大きな影響を受けました。今年度は、新しい生活様式に即したかたちで教育活動の大部分が再開されましたが、子どもたちは、直接的・間接的を含め、少なからずストレスを抱えながら学校生活を送っていると考えられます。

今年度、こども基本法が公布され、子どもの権利を重視しながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。また、文部科学省が生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等についてまとめた生徒指導提要在改訂され、未然防止に注力する重要性や児童生徒の多様性や発達の特性などに適切に対応する必要性が改めて示されました。

このような状況のもと本協議会では、これまでの取組を検証・分析するとともに、令和2年度末に発信した「コロナ禍における『子どもが安心して学べる学校づくり』に関するメッセージ」を踏まえ、成果と課題を確認し、協議を続けてきました。以下、これまでの取組を振り返るとともに、今後の取組について提言します。

◆指針1「いじめを許さない学校づくり」

平成21年度から毎年10月に市内全児童生徒を対象に実施してきた「学校生活アンケート」及び平成22年度から実施してきた教職員対象の『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』に関する本年度の調査結果などをもとに検証します。

昨年度から、学校から報告される「いじめ認知件数」が小中学校ともに大幅に増加しました。「いじめの定義」が、平成25年の「いじめ防止対策推進法」成立とともに変更となったこと、また「いじめはどこにでも起こり得るものとして積極的な認知を行い、いじめを見逃さない」という方針が各学校に浸透し、これまで「けんか・トラブル」として対応してきたケースについても、いじめとして積極的に認知しているためだと考えられます。

一方「学校生活アンケート」については、令和元年度に「いじめを受けていますか」という設問を「無視されたことがありますか」のように、行為ごと13の項目に分けた設問に変更するなど、内容や方法を大きく変更しました。その後の経年変化をみると、全ての項目において「されたことがある」「今されている」と回答した児童生徒は小中学校ともに減少しました。いじめ行為自体は減ってきているが、学校は小さな案件も見逃さずに対応していることがわかります。

新しい生活様式に即した児童生徒の活動が広がった今年度は、いくつかの項目においてわずかな増加が見られました。今後、さらに様々な教育活動が再開していくことが考

えられます。未然防止に注力するとともに、児童生徒の小さな変化を見落とさないようにしていきたいと考えています。

また、「新しい学年になってから、今まであなたの学校生活は楽しかったですか」という問いに、本年度については「学校生活が楽しい」と回答した小学生は約 95%、中学生は約 93%であり、これは平成 25 年度から高い水準を維持しています。

逆に、「今、いやなことをされている人」を対象に、「誰かに相談しましたか」の問いに対して、「はい」と回答した小学生は約 58%、中学生は約 66%でした。不登校児童生徒が増加している現在、「誰かに相談して解決しよう」ではなく「誰にも相談せず学校に行かない」という選択をする子どもが増えているのではないかと危惧しています。

もちろん、集団適応が難しい特性をもつ児童生徒に対して、無理に周りに合わせるのではなく、自分のペースで学べる環境をつくることも大切ですが、いやなことはいやだと発信したり、誰かに相談して解決や折り合いをつけたりする「しなやかさ」は、社会生活を送る上でとても大切な力です。

一度相談して、うまくいった経験をもつ子どもは、次も相談しようと考えます。まずは、周りの大人が「相談していいんだよ」というメッセージを子どもに伝え、「相談してよかった」と思える経験を子どもたちにさせていくことが大切です。

教職員を対象にした『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』に関する調査において、指針 1「いじめを許さない学校づくり」に関する項目で多くの教職員が「自校は達成できた」と回答しました。特に項目 1の「いじめは人間として絶対に許されない」では、小学校、中学校ともに約 98%の教職員が「自校はきちんと指導できた」と回答しています。このことから「いじめは人間として絶対に許されない」という理念のもと、いじめの問題に対して真摯に取り組んでいることがわかります。今後も引き続きいじめの認知について、より注意深く、且つ丁寧に対応していきたいと思えます。

また、いじめ防止への取組の内、「生徒の自己肯定感やレジリエンス（精神的回復力・耐久力）を高める指導」と「教職員が参加する、いじめ、人権に関する研修等」の達成率が他の項目に比べて低い状況にあります。今後、今まで以上に意図的に発達支持的生徒指導（全ての児童生徒を対象に、子どもが自発的・自主的に自らを発達させていく過程を支えていく指導）等に取り組むとともに、昨年度からスタートした「スクールロイヤー事業」の中で、子どもたちを対象とした「いじめ予防講座」や教職員を対象とした「いじめ対応研修」をより積極的に活用をしていくことが、いじめ予防や適切な対応につながると期待できます。

以上のことから、今まで各学校で取り組んできたことの成果と課題を検証するとともに、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しや「校内いじめ対策委員会」など組織対応の定着化、さらにスクールロイヤー等外部機関や専門家の活用を通して「いじめを許さない学校づくり」を推進していくことが大切であると考えます。同時に、学校における相談体制をより充実したものにしていかなければなりません。

◆指針2「思いやり溢れる学校づくり」

本市で取り組んでいるピア・サポート活動の取組の成果と課題を軸に、『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』に関する調査の結果をもとに検証します。

本市では、「思いやり溢れる学校づくり」を推進していくために、平成22年度から全校でピア・サポート活動を取り入れてきました。そして令和元年度の本協議会からの提言に基づき、「ふじえだ型ピア・サポート研修会」を実践的なものに変更し、活動が形骸化しないよう工夫しました。

例えば、ベテラン教員が教育活動の中でいつ、どのようにピア・サポートの理念を伝え、指導し、価値づけを行っているかを実際に授業や活動を参観することで学んだり、専門委員会やリーダー講習会などの場を設定し、研修に参加している教員が実際に子どもたちを指導する経験を積んだりする研修を行ってきました。また、若手教員が増えていることから、市2年次研修に「初心者向けピア・サポート研修会」を組み込んで、共通理解を図りました。参加者の感想も概ね好評で、すぐに自校で取り入れたいという声が多く聞かれ、各学校の実践報告書からは、各学校の特色に応じたたくさんの取組が報告されています。ただし、活動自体が目的にならないよう、理念を伝え、指導する必要性を感じています。

一方で、市内小中学校の不登校児童生徒の数が、全国的な傾向同様、増加の一途をたどっています。未然防止に努めるとともにその要因である「発達の違い」「家庭環境」「いじめ」「学校の環境」「学力不振」など一人一人の原因・要因をきちんと分析して適切な対応を考えていかなければなりません。今まで行ってきた施策を横断的・融合的に結びつけたりしながら「安心して学べる学校づくり」をさらに推進し、学校の内外を問わず、一人一人の学びに合わせた学習環境を整えていくことが大切だと考えます。

以上の検証結果を踏まえ、本推進協議会では、今後の施策等に生かし、より良い学校づくりに向けて努めていただくよう、次のように「子どもが安心して学べる学校づくり」について提言します。

【ゴシック体太字は今年度の重要提言、下線は今年度新たに加わった提言】

- 1 学校は、本市における生徒指導の指針である『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』（平成22年3月 藤枝市教育委員会）に基づき、「子どもが安心して学べる学校づくり」に取り組むこと。
- 2 教育委員会は、『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』（平成22年3月 藤枝市教育委員会）に基づき、各学校の「子どもが安心して学べる学校づくり」に向けた取組を支援するとともに、取組状況を検証し、今後の藤枝市の施策等に反映していくこと。
- 3 「子どもが安心して学べる学校づくり」の柱である「いじめを許さない学校づくり」

については、次のことを踏まえ、積極的な推進を図ること。

- (1) 学校は、指針の各項目について全教職員に周知徹底を図り、「いじめを許さない学校づくり」に全校体制で取り組むこと。各項目については、全教職員で定期的に点検を行い、それに基づいた対応を充実させること。
- (2) 学校は、児童生徒の表面的な表れだけでなく、その児童生徒の背景や取り巻く環境にも目を向け、多面的、多角的な生徒理解を図ること。そして、一人一人の良さを伸ばす取組を推進していくこと。また、発達段階に応じた指導・支援を連続して取り組めるように保育園・幼稚園・こども園および小中学校の連携を深めていくこと。
- (3) 学校は、いじめ防止対策推進法に基づく学校基本方針を策定し、全教職員で共通理解を図り、いじめの問題に対して組織的に未然防止や早期発見に取り組み、いじめを認知した場合には迅速、丁寧に対応すること。なお、指導の際は、いじめられた、いじめたという二つの立場だけでなく、周りの児童生徒に対する指導も併せて行うこと。
- (4) 教育委員会は、いじめや問題行動の背景にあるSNS等の問題について、保護者や教職員が対策について学ぶ機会を設定すること。また、学校は、児童生徒や保護者に対して情報モラルを含めたインターネットやスマートフォン、携帯電話等の正しい活用について啓発をしていくこと。
- (5) 学校は、教職員向けの研修会や子ども向けの出前授業を行うなど、スクールロイヤーを積極的に活用することで、いじめに対する未然防止や早期対応に努めること。
- (6) 学校は、子どもたちがいじめや悩み事を相談することができる雰囲気づくりを心がけ、早期発見や早期対応に努めること。
- (7) 学校は、子どもの自己肯定感やレジリエンス（精神的回復力・耐久力）を高めるための取組を充実させること。

4 「子どもが安心して学べる学校づくり」の柱である「思いやり溢れる学校づくり」については、次のことを踏まえ、積極的な推進を図ること。

- (1) 学校は、ピア・サポート活動をさらに浸透させていくために、「ふじえだ型ピア・サポート」について「8つの提言」を中心に積極的に全校で取り組んでいくこと。また、教育委員会は、「藤枝市ピア・サポート推進委員会」を組織し、各校の取組状況を把握するとともに、今後の効果的な推進について協議を行うこと。
- (2) 学校は、ピア・サポート活動について中心的に推進していく教員を校内組織に位置付け、組織的に活動を行っていくこと。そして、活動等を通して、子どもたちに「思いやる心の大切さ」を指導・支援していくこと。教育委員会は、「ふじえだ型ピア・サポート研修会」を開催し、実践的な研修を通して引き続き指導者の養成を図ること。
- (3) 学校は、地域の方々にもピア・サポート活動を周知し、地域の温かな雰囲気醸成するとともに、学校を支援してもらうために地域との連携を図ること。また、保護者に対してもPTAと連携しながら、積極的に啓発を図ること。そのために市及び各校で取り組んでいる「ふじえだ型ピア・サポート活動」について積極的に情報発信をすること。

(4) 学校は、ピア・サポート活動と関連させながら、「自治的な集団づくり」「異年齢集団による交流活動」「福祉活動」「人権教育」等、学校独自の教育活動に取り組むことにより、豊かな心を育てていくこと。

5 教育委員会は、適応指導教室を効果的に活用し、児童生徒の学校復帰に向けて支援をすること。また、集団適応が厳しい段階の場合には、福祉的観点から、子どもの成長に合わせ「居場所」的役割にも柔軟に対応できるよう、環境を整えること。さらには、家庭訪問相談員を活用し、積極的にアウトリーチを進めること。

6 教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの効果的配置や派遣を通して、家庭への支援やトラブルへの対応等、学校が外部機関・地域と連携しながら児童生徒の指導・支援ができるよう、支援を行うこと。

7 学校は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活しやすい環境づくり、授業づくりを推進すること。また、教育委員会は、教職員に対して研修等の機会を設定したり、特別支援教育支援員を効果的に配置したりすることで、各学校を支援し、インクルーシブ教育システムの構築を図ること。

8 学校及び教育委員会は、毎年、全児童生徒に実施している「学校生活アンケート」を継続して実施し、子どもたちの学校生活における状況を把握するとともに、経年変化等を分析し「子どもが安心して学べる学校づくり」の取組の成果と課題を明確にすること。

9 学校及び教育委員会は、各学校の取組状況を把握する目的で、生徒指導の指針である『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』に関する調査を全教職員に実施すること。また、学校は、自校の取組や一人一人の教員の指導についての成果と課題を明確にし、次年度に向けて学校体制として取り組む方向性を確認すること。

10 学校及び教育委員会は、『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』の取組について、家庭、地域にも積極的に啓発し、理解や支援を求めるとともに、地域や家庭の意見を取組に活かしていくこと。また、リーフレット「いじめに対して家庭で心がける五ヶ条」については、今後も家庭や地域との話し合い等で活用していくこと。

11 学校は、教育委員会が発行したふじえだマナーブック小学生（低・高学年）版「ふじえだ（藤枝）っ子のあゆみ」、中学生版「藤枝っ子のはばたき」の効果的な活用を図ること。